

地域における医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度（医療機器に係る特別償却の拡充・見直し） （所得税、法人税）

1. 大綱の概要

長時間労働の実態が指摘される医師の勤務時間短縮のため必要な器具及び備品、ソフトウェア、また地域医療提供体制の確保のため地域医療構想で合意された病床の再編等の建物及びその附属設備、さらに共同利用の推進など効率的な配置の促進に向けた高額医療機器の3点において、特別償却制度の拡充・見直しを行う。

2. 制度の内容

①医師及び医療従事者の働き方改革の推進【拡充】

- 「医師は全業種の中で最も長時間労働の実態にある」ことに対応し、地域における安全で質の高い医療を提供するため、医師・医療従事者の勤務時間短縮に資する一定の設備について、特別償却をできることとする。

【対象設備】医療機関が、都道府県に設置された医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した医師勤務時間短縮計画に基づき取得した器具・備品（医療用機器を含む）、ソフトウェアのうち一定の規模（30万円以上）のもの

【特別償却割合】取得価格の15%

②地域医療構想の実現のための病床再編等の促進【拡充】

- 地域医療構想の実現のため、民間病院等が地域医療構想調整会議において合意された具体的対応方針に基づき病床の再編等を行った場合に取得する建物等について、特別償却をできることとする。

【対象設備】病床の再編等のために取得又は建設（改修のための工事によるものを含む）をした病院用等の建物及びその附属設備（既存の建物を廃止し新たに建設する場合・病床の機能区分の増加を伴う改修（増築、改築、修繕又は模様替）の場合）

【特別償却割合】取得価格の8%

③医療用機器の効率的な配置の促進【延長】

- 医療用機器の特別償却について、配置の効率化又は共同利用を特に図る必要がある特定の医療用機器（CT、MRI）の配置効率化等を促す仕組みを講じた上で、期限を2年延長する。

【特別償却割合】取得価格の12%

医師及び医療従事者の働き方改革の推進に係る特別償却制度について（医療機器）

（所得税、法人税）

「医師は全業種の中で最も長時間労働の実態にある」ことを踏まえ、医師の働き方改革を進め、医師の健康を確保し地域における安全で質の高い医療を提供するため、2019年度税制改正において、医師・医療従事者の勤務時間短縮に資する一定の設備について、特別償却ができることになりました。

特別償却とは、対象設備取得の初年度に普通償却費（定率・定額）に加え特別償却費を追加で償却できる制度であり、この特別償却割合を前倒しして減価償却費として計上できるというものです。

なお、この制度は2019年4月から2021年3月までに所定の手続きをして供用開始したものに適用できます。

【対象設備】医療機関が、都道府県に設置された医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した特に医師の労働時間短縮に向けた医師勤務時間短縮計画に基づき取得した器具・備品（医療用機器を含む）、ソフトウェアのうち一定の規模（30万円以上）のもの（未使用に限る）



【特別償却割合】取得価格の15%

例．個人もしくは12月決算の法人が9月に導入した場合

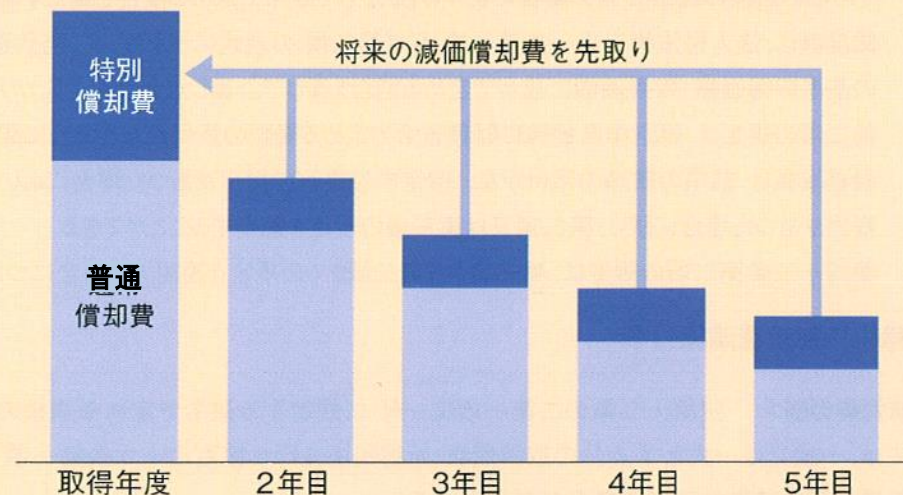
普通償却 × $\frac{(9\text{月から}12\text{月まで}) = 4\text{ヵ月}}{12\text{ヵ月}}$

+

特別償却（購入価額の 15%が加算）

上記を初年度に前倒しで計上

定率法を前提とした特別償却のイメージ図



※購入月により普通減価償却額の計算が変わりますが、特別償却は購入月に関わらず 15%償却することができます。

働き方税制 業務フローイメージ

医療法人等

医療機関

③供用開始

器具及び備品並びに
ソフトウェア

類型1 労働時間管理
の省力化・充実に資する
勤務時間短縮用設備等

類型2 医師の行う作
業の省力化に資する勤務
時間短縮用設備等

類型3 医師の診療行
為を補助又は代行する
勤務時間短縮用設備等

類型4 遠隔医療を可
能とする勤務時間短縮
用設備等

類型5 チーム医療の
推進等に資する勤務時
間短縮用設備等

①計画書提出

②確認済み計画書返送

青色申告書提出

特別償却の場合、
計画書添付

法人を
所轄する
税務署

④設備供用6ヶ月後に計画書
のフォローアップ提出

医療勤務環境改善支援センター

医療労務管理アドバイザー

確認

医業経営アドバイザー

確認

都道府県庁
医療勤務担当課室長

公印押印

※委託の場合は、勤改センター長
(責任者) も確認

○当該法人の事業年度が4月1日～3月31日の場合

$$\underline{3 \text{ } / \text{ } 3 \text{ } 1}$$

4 / 1

センターへ相談
医療勤務環境改善支援

↓センターへ提出
計画策定

による計画書の確認
センター（都道府県）

機器等供用開始※

↓センターへ提出
計画策定

3 / 3 1

 $4 \div 1$

2020年

※2019 財務諸表に合わせ
計画書写しを添付
税務署へ提出

計画書写しを添付

による計画書の確認
センター（都道府県）

機器等供用開始※

$$\begin{array}{r} 4 \overline{) 1} \end{array}$$

2021年

※ 2020 財務諸表に合わせ
計画書写しを添付
税務署へ提出

計画書写しを添付

原則決算後2ヶ月以内に
青色申告

○個人の場合は前年12月末までの1年間に係る青色申告を3／15までに行う